

裁決書

審査請求人

処分庁 小豆総合事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成 29 年 4 月 17 日に提起した処分庁による生活保護決定に係る処分における住宅扶助未支給（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護決定に係る住宅扶助請求事件（平成 29 年健康第 2 号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

第 1 事案の概要

1 平成 28 年 12 月 27 日、請求人は処分庁に生活保護の申請を行った。同日、請求人は処分庁に平成 28 年 12 月 14 日付け賃貸借契約書（以下「契約書」という。）を提出した。契約書には、次のとおり記載されている。

（前略）

第 3 条 賃料は 1 か月 [] 円とし、乙は毎月 15 日までに当月分を持参して支払う。

（中略）

建物の表示

1 所 在
家屋番号
種 類
構 造
床 面 積

2 所 在
家屋番号
種 類
構 造
床 面 積

（後略）

(契約書の建物の表示における建物1を以下「物件1」、建物2を以下「物件2」という。)

- 2 平成29年1月26日、処分庁は、本件処分に係る平成29年1月20日付け保護決定通知書を請求人に手交した。
- 3 平成29年4月17日、請求人は、住宅扶助の不開始は違法不当な決定というべきであるとし、本件処分を取り消し、住宅扶助の支給開始決定も併せて行うよう本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分が違法不当な決定であるとして、本件処分の取消し、保護決定当初から住宅扶助の支給開始決定も併せて行うことを求めている。

(1) 契約書に居宅以外も含まれていることについて

請求人は、契約書記載の物件2を賃借して生活している。契約書には、建物2以外の建物も含まれているが、そのため住宅扶助が一切出ないということにはならない。契約書の建物の表示は誤っており、賃貸人と請求人の内心では物件2についてのみ契約している。したがって、物件2のみの賃料が月に■円ということであるため、物件2に居住するための住宅扶助としては■円が相当である。

処分庁は、「住宅扶助の適正な支給のため、賃貸借契約の締結前に事前に相談するよう何度も伝えて」いたと主張する。しかし、請求人はこのようなことは言わっていない。処分庁の指示が不明確で不十分であったという点で、処分庁にも賃貸借契約書が錯綜したことについて責任がある。

請求人は、将来的に、物件1を改修して、物件1に住みたいと考えていた。物件1と物件2の両方が入っていれば将来、再度賃貸借契約を締結する手間が省けて住宅扶助も支給されるものと思い、こうして、物件1と物件2の両方が目的物とされた契約書が作成された。以上の経緯は、処分庁も把握している。そうであれば、処分庁としては、住宅扶助として支給すべき額を■円と算定することができたはずである。そうであるにもかかわらず、漫然と非居住建物が含まれている理由で、不支給とした決定には、考慮すべき事情を考慮せず判断をなした違法がある。

(2) 扶養義務について

請求人は、住宅扶助として賃料と同額の支給を求めたが、賃貸人が請求人の娘の配偶者であることを理由に、住宅扶助については保護が開始されなかった。賃貸人は民法上の扶養義務を負うものではない。

以上のことから、住宅扶助の支給開始決定を行い、本件処分を取り消すべきである。

2. 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 契約書に居宅以外も含まれていることについて

住宅扶助は、「居住する住居」について支給されるものであり、物件1については請求人の住居ではないため、住宅扶助の対象にならない。一般的賃貸借契約において、1つの物件を対象とする場合と、その他の物件をあわせて対象とする場合では、賃借料が異なると考えるのが通常である。物件1と物件2は、物理的にも契約の上でも別個独立した物件であり、不可分な物件ではない。物件1と物件2を併せた賃借料が■円という契約書から、物件2のみであっても同じく■円の賃借料であることを読み取ることは不可能である。住宅扶助として支給する以上、契約書の条文から居住物件にかかる賃料を算定できなければ支給可否の検討は困難である。

賃借人である請求人と賃貸人は密接な関係にあることが窺われ、処分庁が不正受給防止のため支給決定に慎重になることは当然であり、住宅扶助の適正な支給のため、賃貸借契約の締結前に事前に相談する何度も伝えており、住宅扶助が一切でないとは言っていない。

処分庁は、請求人から提出のあった契約書に基づき本件処分を行ったものであり、契約書については、審査請求書において、建物の表示が誤っていたことをはつきりと認めている。

(2) 扶養義務について

賃借物件の貸主は請求人の長女の夫であり、長女や長男に家賃部分の援助が受けられないか検討するように促したこととは事実であるが、貸主が長女の夫であることを理由に住宅扶助費の支給を決定しなかったわけではないことは請求人に何度も説明しており、誤解から請求理由に挙げている請求人の主張は容認できないものである。

以上のことから、処分庁は生活保護制度の趣旨を十分に踏まえ、適正に対応しており、その決定に何ら違法、不当な点はない。よって、審査請求の理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 理由

1 住居扶助及び住宅費の認定については、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

- (1) 住宅扶助について、生活保護法（昭和25年法律第144号）14条には、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居（後略）」とある。
- (2) 最低生活費の認定における住宅費について、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）第7-4-(1)-アに

は、「保護の基準別表3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」とある。

2 これらを踏まえ、本件処分について検討する。

(1) 住宅扶助の支給について検討する。

住宅扶助について、局長通知第7-4-(1)-アには、居住する住居が借家であり家賃を必要とする場合は認定することとある。

処分庁は、上記第1の1のとおり、請求人から契約書の提出を受けており、金額は不明であるが請求人が家賃を支払う必要があることを認識していたと認められる。処分庁は、請求人が家賃を支払う必要性を認識していくながら、合理的な理由なく住宅扶助を支給する決定をしなかったことは違法と言わざるをえない。

処分庁は、請求人から提出のあった契約書からでは居住物件にかかる賃料を算定できず、支給可否の検討は困難であると主張する。確かに、住宅扶助は居住する住居についてのみ認められるものであり、請求人に支給するには、物件2のみについての家賃額を把握する必要がある。契約書の内容のみでは、家賃額を確認することが困難であるならば、契約当事者から聴取するなど必要な措置を講じるべきであったが、処分庁は、請求人の申請から決定までの間において、物件2のみの家賃額の確認をするなどの対応を行ったとは認められない。よって、適切な対応を行ったとは言い難く、契約書から金額を算定できないことのみをもって住宅扶助を支給しないことは、合理的な理由があったとは認められない。

(2) 扶養義務の取扱いについて検討する。

請求人が賃借している物件1及び物件2についての賃貸人は、請求人の長女の夫であるが、請求人に家賃の支払義務が発生している以上、住宅扶助は支給すべきものであり、処分庁が弁明書において「長女や長男に家賃部分の援助が受けられないか検討するように促したことは事実であるが、貸主が長女の夫であることを理由に住宅扶助費の支給をしなかったわけではない」と述べていることからも分かるとおり、住宅扶助と扶養義務は無関係なものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 30 年 2 月 19 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造



